

廃液の外部委託処理のための搬出荷姿がケミカルドラムから指定ポリ容器に変更となっています

従来、研究室から排出・処理依頼された実験廃液は、センターで回収運搬後に一時保管され、分類ごとに定められた検査を受けた後に、その大部分が外部委託処理の処理区分ごとに分別されてケミカルドラムに移し替えられた上で、定期的に外部処理業者に処理委託されていました。一方、センター指定ポリ容器からケミカルドラムに実験廃液を移し替える作業は、大変な手間と時間がかかっていました。したがってセンターでは、廃液の移し替え作業を廃止して工数を削減することを計画し、回収や廃液検査の質は維持したまま安全かつ適正に実験廃液を外部委託処理するための方法を検討してきました。この結果、搬出荷姿を指定ポリ容器としても適正な外部委託処理が実施できるようになりました。

以上の経緯から、平成 28 年 1 月より順次、外部委託処理のための搬出荷姿がケミカルドラムから指定ポリ容器に変更となっています。研究室での排出方法や処理済容器の受取り方法などには一切変更はありません。ただし、従来よりも実験廃液が入った指定ポリ容器がトラックなどで輸送される距離が長くなることから、以下の点に御注意下さい。またセンターでは、できるだけ従来通り早く処理して処理済容器を部局に返却する予定ですが、余裕を持った排出・処理依頼を心掛けて下さい。

- ・ 劣化または破損したセンター指定ポリ容器は、使用しない。
- ・ 破損したキャップやパッキンがないキャップは、使用しない。
- ・ 容器貼付用の実験廃棄物処理依頼伝票は、ガムテープなどで剥がれないようにしっかりと貼る（伝票記載事項が見えなくならないように注意する）。
- ・ 容器バーコードラベルが汚損または剥がれた指定ポリ容器は、使用しない（剥がれたらセンターに連絡して新しい容器バーコードラベルを受取って貼り直す）。

何れも従来から研究室にお願いしている指定ポリ容器に関する基本的な注意事項ですが、この機会にもう一度周知徹底をして下さい。御協力の程なにとぞよろしくお願い致します。